

# 焼津市文化財保存活用地域計画



<sup>令和5年3月</sup> 焼津市

# 例 言

本書は『焼津市文化財保存活用地域計画』の本編である。

本書で示す用語は、以下のとおり定義する。

指定文化財:国、静岡県、焼津市が法や条例に基づき指定した文化財

指定等文化財:指定文化財、国の登録文化財、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗

文化財等の総称

本計画は令和4年12月16日、国の文化審議会文化財分科会に諮問され、答申・認定された。

表紙・中表紙絵:静岡県立焼津中央高等学校ボランティア同好会

(小野由利菜(部長)、望月保乃花(作画担当))

# 本文目次

本义目次 
序章
1 計画作成の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(1) 背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2)目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2 『地域計画』の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3 計画期間と計画の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4 対象とする文化財 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第1章 焼津市の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
1 焼津市の位置と概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2 自然的・地理的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(1) 海浜部の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(2) 山地の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(3)川-扇状地の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・ 13
(4) 気候 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(5) 焼津市の花・木・鳥 ・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3 社会的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(1) 概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(2) 交通 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(3) 人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(4) 産業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(5) 施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
第2章 焼津市の歴史的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
1 歴史的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2 時代ごとの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(1) 焼津の黎明期-縄文・弥生・古墳時代- ・・・・・・・・・・ 27
(2) 古代のカツオ漁と東海道-奈良・平安時代- ・・・・・・・・ 27
(3) 南北朝の動乱と今川支配-鎌倉・室町時代- ・・・・・・・・ 29
(4) 早雲から家康へ-戦国時代- ・・・・・・・・・・・・・ 29
(5)徳川治世と漁業・農業・文化の発展-江戸時代- ・・・・・・・ 31
(6) 飛躍する水産業、ダンナ村を生んだ農業-明治・大正・昭和前期- ・・ 32
(7) 第五福竜丸事件 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
第3章 焼津市の指定等文化財の概要と特徴 ・・・・・・・・・・・ 34

第 4	4章 焼津市の歴史文化の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
1	1 地域ごとの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	(1) 高草山周辺域(行政区分: 東益津地区) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	(2)瀬戸川流域(行政区分:焼津・大村・豊田・小川地区) ・・・・・・・	45
	(3) 旧大井川本流域(行政区分:大富・和田・港地区) ・・・・・・・・	46
	(4) 現大井川左岸域(行政区分:大井川地区) ・・・・・・・・・・・	47
	(5) 各地域に共通する歴史文化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
2	2 焼津市の歴史文化の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	(1) 高草山周辺域を中心とした歴史文化の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	(2) 瀬戸川流域を中心とした歴史文化の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・	55
	(3) 旧大井川本流域・現大井川左岸域を中心とした歴史文化の特徴 ・・・・	55
	(4) 市内全域に広がる歴史文化の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
第 5	5章 文化財の調査と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
1	1 既存の調査の概要と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
第6	6章 文化財の保存と活用に関する方針と措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
1	1 文化財の保存と活用に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・	66
2	2 方針・施策と措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
第 7	7章 文化財の総合的な保存と活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
1	1 文化財保存活用区域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
2	2 文化財保存活用区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	(1)「海の軸」-焼津漁業発祥の地 浜通り ・・・・・・・・・・・・・	81
	(2)「山の軸」-旧街道に残る歴史の足跡 花沢の里周辺 ・・・・・・・・	86
	(3)「川(水)の軸」-川への祈りが息づく地 大井川地区 ・・・・・・・	91
第8	B章 文化財の防災・防犯体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
1	1 防災、防犯体制の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
2	2 方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
3	3 措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
4	4 実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
第9	9章 文化財の保存と活用に関する推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・	99
1	1 『地域計画』の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
2	2 行政(焼津市)の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
3	3 市民等との連携体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
4	4 団体等との連携体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100

5	専門家との連携体制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	100
6	国・県との連携体制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	100
7	近隣市町等との連携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	101
8	本計画の作成過程 ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	103

# 序章

# 1 計画作成の背景と目的

# (1) 背景

焼津市は京浜・中京のほぼ中間に位置します。駿河湾に面し水産業の振興上、特に重要な漁港として特定第3種漁港の焼津漁港(焼津港・小川港)と、地方漁港として県内唯一の市営漁港の大井川港があります。市内には東海道本線の駅が2駅あり、道路では東名高速道路、国道150号が通り、市内のほとんどは富士山静岡空港から20km圏内に位置する交通の利点もあり、陸海空ともに交通、輸送の利便性に優れた地域です。

当市の歴史文化の起源として語られるのは、「焼津」の地名の由来となった日本武尊(景行12-41年)伝承です。この伝承を記す『古事記』『日本書紀』のほか、古代の木簡や『続日本紀』『倭名類聚抄』など各時代の記録に、当地に関係する地名が現れます。遺跡や歴史資料などにもその時々の中央との関係や、要衝の地としての焼津の重要性が窺えるものが発見されています。焼津は陸と海双方の交通の要所であり、各地との交流のなかで独自の歴史文化が形成され、過去から現在へ伝えられています。これら様々な歴史文化を把握し保護すべく、焼津市では平成9年度(1997)から平成19年度(2007)にかけ焼津市史編さん事業を実施しました。また、漁業・物流の発展によって市街地化が進んだことから、開発に先立つ遺跡の発掘調査の増加に対応するため、市史編さん事業に先がけて昭和55年(1980)に埋蔵文化財調査事務所を設置し、専門職員を採用しました。昭和60年(1985)には博物館相当施設である焼津市歴史民俗資料館を焼津文化会館、焼津市立図書館との複合施設として開館し、総合的な文化財の保存と普及公開等の活用事業を進めています。しかし、近年行った市民アンケートでは、文化財に対する認知度は低く、地域振興、観光振興の資源のみならず、地域の貴重な財産としての文化財の価値を伝えきれていない現状にあります。

昨今、文化財を巡る社会状況は変化しています。人口減少社会となり少子高齢化による担い手 の年齢層の変化は大きくなっており、地域経済への影響はもちろん、文化財の継承についても新



図1 焼津市の位置

たな課題が発生することも懸念されます。かつては地域の紐帯ともなっていた祭礼などが縮小、変更または中止を余儀なくされるなど、今後の継続が懸念される事態も身近に起きています。また、歴史的な建物の管理ができずに傷んだり取り壊されたりして、特徴的なまちなみが画一的な風景に変化しているところもあります。こうした事象は、地域独自の歴史文化が人々の記憶から薄らいでいく原因のひとつとも考えられます。

文化財を巡っては、防災体制の確立も喫緊の課題です。海あり山あり川ありの変化に富んだ地形の本市では、様々な自然災害が想定されます。南海トラフ地震はむろん、かつてない頻度と規模となっている最近の風水害などの各種災害に対応するため、市民の生命・身体・財産を守る対策が進められていますが、文化財の保護体制の構築もさらに検討していく必要があります。有事においては文化財の損壊、滅失、継承の断絶が懸念されるところであり、一度失ってしまった文化財を取り戻すことは極めて困難で、災害対策を講じないと、多種多様な文化財が支える焼津らしい歴史文化の喪失にもつながる危険性をはらんでいます。

文化財の消失等は有事の際だけでなく、代替わりや家の改築など日常生活のなかでも起こり得ることです。これまで行政や民間で調査・把握されていた未指定文化財の所在や状態が調査から時期を経るごとに分からなくなる傾向にあります。日頃から地域にどのような文化財があるかを把握し、文化財所有者や団体と行政、関係機関が連携して保存体制を構築することも大切です。

現在、全国的に地域振興や観光振興における文化財の活用が注目を浴びています。当市には魅力的な文化財が数多く残っています。これらの文化財は個性あるまちづくりや交流人口を増加するための資源として注目される一方で、いつも目にするものだとその価値や恩恵に気付くことは少ないかもしれません。市民一人ひとりが文化財の価値を知って伝え残すための有効な活用の方向性を明文化し、現実性のある取り組みを示すことが求められます。

#### (2)目的

本紙に示す『焼津市文化財保存活用地域計画』(以下、『地域計画』または「本計画」といいます。)は、文化財を巡る昨今の背景にある、文化財に対する興味の低下や、少子高齢化社会における文化財の継承体制の脆弱化、特徴的なまちなみや景観の画一化、災害からの文化財の保存、日頃の文化財の管理、地域振興・観光振興への文化財の活用といった課題に対し、市民、行政が総がかりで、焼津らしい特徴ある文化財を保存し活用していく具体的な計画を定めます。こうした課題に取り組むことで、住む人が郷土を誇りに思い、訪れる人が魅力を感じることができる、焼津らしい独自のまちづくりが進むと考えます。

目標としては、焼津市の総合的な最上位計画である『焼津市総合計画』(以下、『総合計画』といいます。)と、『総合計画』に基づいて策定された『焼津市文化振興計画』(以下、『文化振興計画』といいます。)に示される、文化財保護による文化振興、交流人口の拡大の達成を目指します。数値目標は『文化振興計画』の令和10年(2028)までに年間200万人の文化振興・交流人口の拡大です。

『地域計画』では、目的達成のために必要な措置について、『総合計画』と連動した中長期の見通しを立て、現在の課題、課題に対する方針、方針を実現する措置を明文化します。

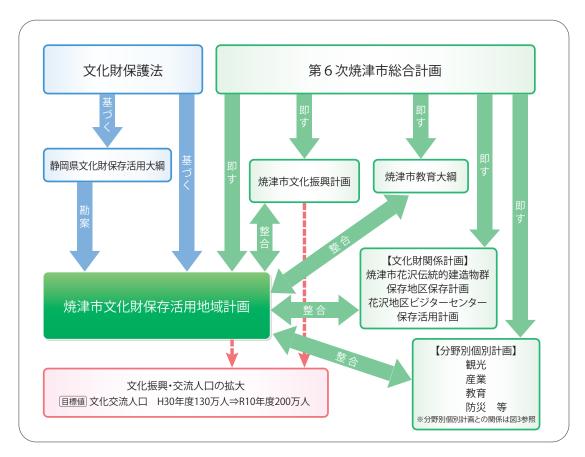


図2 各種計画の位置付け

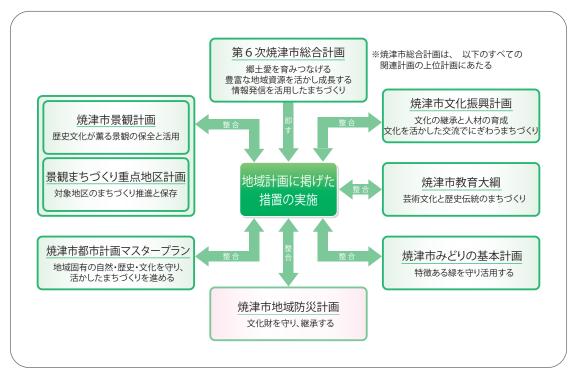


図3 地域計画の実施と各計画等との連携・整合性

### 2 『地域計画』の位置づけ

本計画は、平成30年6月に改正された文化財保護法を受け、同法第183条の3に基づいて作 成した本市における、文化財の保存と活用を図るためのマスタープランです。同時に、焼津市の 上位計画及び関連計画との整合を図り、上位計画の基本構想を実現すべく現実的な事業を行うア クションプラン(実施計画)と位置付けます。なお、作成にあたっては『静岡県文化財保存活用 大綱』(令和2年3月策定)を勘案したものです。

#### (1) 静岡県文化財保存活用大綱 令和2年3月策定

『静岡県文化財保存活用大綱』は、文化財保護法第183条の2に基づいて策定されたもので、 本県での文化財の保存と活用の基本方針が示されています。掲げられている「文化財の確実な保 存」「文化財を支える多様な人材の育成」「文化財の効果的な活用」の3方針は、当市『地域計画』 でも基本的な考え方となります。また、市町を越えた広域連携についても推進することとなって おり、当市と同じ大井川が形成した扇状地である志太平野に所在し、歴史的なつながりも深い 藤枝市や島田市などと、文化財保存・活用の連携を検討していきます。

#### (2) 焼津市における関連計画との関係性

『総合計画』を上位計画とし、関連部局においてさまざまな計画が立てられています。ほとん どの計画に文化財の保存と活用に関する記述が入っており、いずれの計画からも文化財が魅力的 な地域資源と捉えられていることを示しています。また、文化財関係計画としては、重要伝統的 建造物群保存地区に選定されている焼津市花沢地区において、歴史的景観の保存を目的とした『焼 津市花沢伝統的建造物群保存地区保存計画』と地区内に整備した花沢地区ビジターセンターの保 存と活用を目指す『花沢地区ビジターセンター保存活用計画』を定めています。『地域計画』で は、この2つの計画も含め、他の分野別個別計画と整合性をとりながら進めていきます(図2)。

※ ★は『地域計画』との整合性等

#### ●第6次焼津市総合計画(平成30年度策定 ~令和7年度、4年ごと見直し) ★上位計画

「やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ拡げる 水産文化都市 YAIZU」

- ・「焼津を忘れない気持ち」「焼津への郷土愛」「焼津を好きな気持ち」を『はぐくむ』『つなげる』まちを目指す。
- ・「水産業を起点に発展した文化」を大事につなぎながら、焼津の軸となる水産を始め、豊富な地域資源を『活かし』、時代に あった新たな産業やにぎわいを創造し、地域として成長する。
- ◆地域資源や特性を「いかす」
  ◆みんなに、地球に「やさしい」 本理念
  - ◆市民の力を「はぐくむ」 ◆人と未来に「つなげる」
  - ・芸術文化活動が活発に行われ、歴史や文化財の魅力が共有されている。 ・観光で交流し、にぎわいを創出する。

来都市

指す姿

#### ●焼津市文化振興計画(平成31年度策定 ~令和10年度) ★数値目標

理基

「文化にふれ、楽しむことができるまち 粋な文化が人・まちを育てる文化交流都市」

基本方

- ◆誰もが身近に文化にふれ、楽しみながら活動する機会の充実
- ◆焼津が育んだ文化の継承と文化を担う人材の育成
- ◆文化の持つ力を活かした交流でにぎわうまちづくり

基本事

- ・文化財や伝統文化の保存と継承 ・文化にたずさわる人材の育成
- ・焼津らしい文化資源の活用 ・地域のさまざまな課題への文化の活用
- ・文化に関する情報の収集及び発信の充実

目標

◆文化振興·交流人口の拡大

目標値:文化交流人口 H30年度130万人 ⇒ R10年度200万人

#### ●焼津市教育大綱(令和3年度策定 ~令和7年度) ★文化財の保存(継承)と活用をはかる大綱

奉本方針

4「芸術文化と歴史伝統のまちづくり」

(1)芸術文化の振興 (2)伝統文化の保護・活用・継承 (3)郷土愛を育む地域教育の充実

取り

- ・文化財を保護・活用し、古きよき焼津を次世代に伝える。
- ・伝統文化継承団体等の保護・継承への積極的支援。
- ·歴史や文化などの地域資源を生かした体験型学習を提供。

#### ●焼津市地域防災計画(毎年度修正) ★災害から文化財の保存を図る計画

対策編

#### -般的な啓発

地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性

#### 文化財等の耐震対策

文化財建築物、文化財所蔵施設及び彫刻、石碑その他これらに類する文化的な物件の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

地震対策編

- (1)文化財等の耐震措置の実施
- 必 (2)安全な公開方法、避難方法の設定
- (3)東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の連絡体制の事前整備
  - (4)地震発生後の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- (5)文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
  - (6)地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備

#### ●焼津市都市計画マスタープラン(平成28年度策定) ★文化財の保存・活用によるまちづくり施策

都市像

「市民とともに「にぎわい」を創り、地域の「くらし」に必要な機能をコンパクトにまとめた 住みやすいまち 焼津」

方目 針標 等· 基本的考え方 :2 活力ある産業と活発な交流を生み出すまちづくり

目標:地域固有の資源・歴史・文化を守り、生かしたまちづくり

良好な景観の保全・形成の方針:自然的景観の保全、歴史的景観の保全・修復を促進

#### ●焼津市景観計画(平成30年度策定) ★歴史的、文化的景観の保存と活用に対する計画



「港と海、河川、湧水を軸とした、にぎわいと活力のある景観まちづくりの推進」

- 方針
- ◆豊かな水と緑の景観の保全と活用
- ◆富士山や伊豆半島などの眺望景観の保全と活用
- ◆焼津の歴史文化が薫る景観の保全と活用



図4 『焼津市景観計画』に記された焼津らしい景観地の位置

#### ●景観まちづくり重点地区計画(令和元年度策定) ★文化財保存活用区域に連動

目的

- ◆対象地区に関係する人・団体・行政の協働による景観まちづくりの推進
- ◆対象地区の住民が地区の景観特性を活かし、まちづくりを考え、守っていく。

#### ・浜通り周辺景観まちづくり重点地区計画 ★文化財保存活用区域「海の軸」に連動

方基 針本

富士山を望み 焼津発祥の歴史と文化の薫る まち並みづくり

◆浜通りらしさを感じる特徴的な景観の保全と向上

①水産業の歴史と文化が感じられるまち並み景観の保全と向上 ②堀川沿いのまち並み景観の保全と向上 ③寺社など歴史的文化的な景観資源の保全と向上 ④富士山や高草山の眺望景観の保全と向上

◆安全で快適な住環境の向上による良好な景観の形成

①浜通りや小路などの道路景観の向上 ②堀川の水辺景観の向上 ③良好な景観を阻害する要因への対応

- ◆協働のまちづくりによる、景観を活かした地域の魅力向上 ①住民と来訪者の交流の中で生まれる景観の形成 ②景観を活かした、歩いて楽しい環境づくり ③住民のモラル向上や美化活動などの促進による景観の向上
- · 花沢の里周辺景観まちづくり重点地区計画 ★文化財保存活用区域「山の軸」に連動

方基針本

歴史文化と四季を感じる、のどかでなつかしい里山

- ◆歴史文化と自然が調和した地域固有の景観の保全と向上
  - ①花沢の里の歴史文化的な景観の保全と向上 ②自然と調和した、のどかな集落景観の保全と向上
  - ③城跡や寺社、やきつべの小径などの歴史文化資源の保全と景観の向上
  - ④高台から望む眺望景観の保全と向上

体

- ◆安全で快適な住環境の向上による良好な景観の形成
  - ①やきつべの小径などの道路景観の向上 ②花沢川などの水辺景観の向上
  - ③良好な景観を阻害する要因への対応
- ◆来訪者との共存による、山村集落の景観を活かした地域の魅力向上
  - ①日々の暮らしや住民と来訪者の交流の中で生まれる景観の形成
  - ②美しい緑や花による四季を感じられる景観づくり ③景観を活かした、歩いて楽しい環境づくり
  - ④住民や来訪者のモラル向上や美化活動の促進による景観の向上
- ●焼津市みどりの基本計画(平成30年度策定、中間目標:令和9年度、目標:令和19年度)
  ★高草山周辺域、文化財保存活用区域「山の軸」の保存と活用に連動

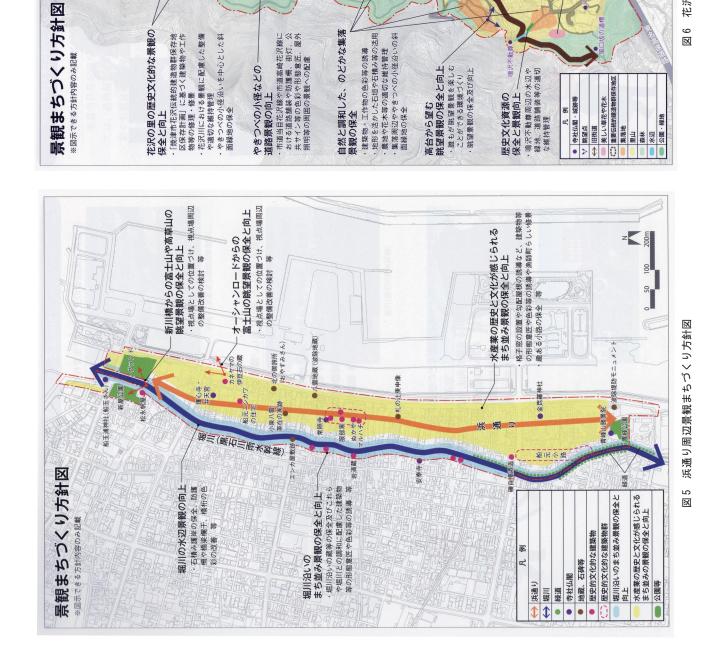
方基針本

1 特徴ある緑を守り活用する

基本施策

1-2 歴史・文化的緑の保全及び活用

・高草山や花沢の里周辺の樹林地は、優れた風致を有する緑地としてまた、焼津固有の歴史的文化的資源と一体となる貴 重な緑地として、保全を図り活用する。



・景観を活かした、 歩いて楽しい環境づくり ・花沢川の水辺空間、やきつべの小径 等を活かした周遊ルートの検討

・花沢川における護岸の石積みの保全、 防護柵や橋梁欄干、橋桁等の色彩

等の改善

花沢川などの水辺景観の向上

、高台から望む眺望景観の保全と向上 ・誰もが眺望景観を楽しむことができる環境

・眺望景観の保全及び向上

・花沢城跡の修景と適切な維持管理・多人の人が歴史文化に触れることができる環境のくり

歴史文化資源の保全と景観向上

・協働による樹木や草花等の適切な春成管理 ・新たな花木や景観作物の植栽による緑化活 動等の促進

美しい緑や花による 四季を感じられる景観づくり

・協働による樹木や草花等の適切な育 成管理 ・新たな花木や景観作物の植栽による 緑化活動等の促進

美しい緑や花による四季を 感じられる景観づくり

・法華寺ややきつべの小径の適切な維持管理 多くの人が歴史文化に触れることが できる環境づくり

歴史文化資源の保全と景観向上

図6 花沢の里周辺景観まちづくり方針図

#### 3 計画期間と計画の見直し

以下に各計画の文化財に関する記載を抜粋します。

『地域計画』の計画期間は、『総合計画』の計画期間と合わせ、令和5年(2023)から令和15年(2033)の11年間とします。『総合計画』は基本計画を8年間とし、4年単位で前半の第1期と後半の第2期に分け、それぞれの期間末に見直しを行います。また、現行の第6次『総合計画』は、平成30年度(2018)に作成され、令和4年度(2022)から令和7年度(2025)が第2期にあたります。『地域計画』は令和5年度(2023)から計画を実施しますが、『総合計画』の計画期間と合わせ令和5年度(2023)から令和7年度(2025)を前期、次期『総合計画』の前半期に当る令和8年度(2026)から令和11年度(2029)を中期、後半期に当る令和12年度(2030)から令和15年度(2033)を後期とします。

毎年度の事業の検証については、本計画作成に携わった「焼津市文化財保存活用地域計画作成協議会」を発展させた「焼津遺産フォーラム」において行います。「焼津遺産フォーラム」は市内文化財所有者及び団体、学識者、一般市民、関係機関により構成し、『地域計画』の取組みを検証します。検証結果は焼津市文化財保護審議会へ報告し、当該審議会において『地域計画』の見直し等を審議します。また、基本計画の見直し時期には庁内協議も併せて実施します。

計画の実施、検証にあたっては静岡県と連携し、計画期間中に事業の見直しや新たな事業計画が浮上した場合は、計画の変更を検討します。計画期間の変更や市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更の場合は、文化庁長官に変更の認定を申請します。それ以外の軽微な変更を行う場合は、変更の内容について、静岡県を経由して文化庁へ報告します。

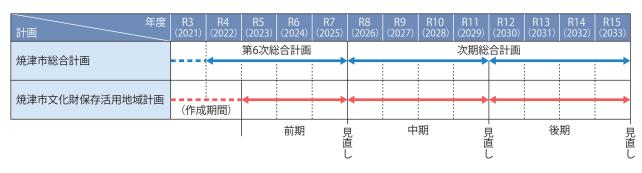


図7 計画期間

#### 4 対象とする文化財

本計画で対象とする文化財は国や県、市の指定や登録等を受けているものだけでなく、市内全域の未指定の文化財を含みます。文化財保護法に規定される6類型、文化財の保存技術、埋蔵文化財のほか、昔話や伝承・伝説、屋号、方言、地名といった、当地の歴史文化に関係するモノやコトなどのうち、おおむね50年以上前から続いているものを対象とします。

この他、すでになくなってしまった行事や技術なども、当市の歴史文化をより理解できるもの として、記録化やリスト化等をすることで、計画の対象とします。



図8「地域計画」で対象とする指定等文化財